

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H1～H116（最長110年間）
事業実施地区名	きそがわ 木曽川広域流域 10～29年経過分	事業実施主体	国立研究開発法人 森林研究・整備機構

事業の概要・目的	<p>① 位置等 本対象区域が存在する木曽川広域流域は、長野県西部、岐阜県南部及び愛知県一円を包括している。年平均気温は約9℃～16℃、年間降水量は約1,600mm～3,300mmとなっている。</p> <p>② 目的 本事業は、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の、森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、水源涵養機能等を高度に発揮させるため、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者が分収造林契約の当事者となって森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>特に本流域については、水量豊かな水系である木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）が流れており、本対象区域の存在する岐阜県では、平成22年に「全国豊かな海づくり大会」を初めて海無し県で開催し、「豊かな海は、豊かな森と河川がはぐくんでいること」や、「清流を森・川・海が一体となって保全すること」の大切さを全国に発信したところである。</p> <p>しかし、近年ではカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が拡大し、森林景観が大きく損なわれる等の影響が出始めており、被害跡地の復旧による景観保全や水源涵養機能等の維持・増進が課題となっていることを踏まえ、岐阜県等の森林・林業施策と整合を図りつつ、多様な森林整備を計画的に行い、流域内のダム、簡易水道等の水源地として、水源涵養や土砂流出防備等の機能の高度発揮、雇用や間伐材生産等を通じた地域振興への貢献に一定の役割を果たしていく必要がある。</p> <p>③ 事業の概要等 水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が、造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、新植・下刈・除伐・間伐等森林整備のための費用負担及び、健全な森林の育成に向けた造林者への事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。本流域では、前生の広葉樹等を活用した針広混交林の造成を行い事業コスト縮減等に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：新植・下刈・除伐・間伐等 契約件数 265件、事業対象区域面積 3,780ha (スギ712ha、ヒノキ2,611ha、カラマツ2ha、その他455ha) ・総事業費：21,030,855千円（税抜き 19,473,014千円） 																														
① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化等	<p>本事業の費用便益分析における主な効果は、水源涵養便益であり、これは植栽や保育により森林を造成し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する効果である。また、山地保全便益については、森林を造成し土砂流出や山腹崩壊等の防止に寄与する効果である。</p> <p>現時点における10年経過分の対象区域の費用便益分析の結果は以下のとおりである。</p> <p>なお、前回評価時の費用便益分析結果との差については、標準賃金の上昇や土砂崩壊防止便益等の算定因子の変更によるものである。</p> <p>総便益（B） 1,263,391 千円 総費用（C） 846,345 千円 分析結果（B/C） 1.49 （平成25年度の評価時点：1.95）</p>																														
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>本流域が属する長野県・岐阜県・愛知県における民有林の森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化は以下のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>昭和45年 (1970)</th> <th>昭和55年 (1980)</th> <th>平成2年 (1990)</th> <th>平成12年 (2000)</th> <th>平成22年 (2010)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 未立木地面積 (ha)</td> <td>48,110</td> <td>48,619</td> <td>41,430</td> <td>37,936</td> <td>※平成24年 37,721</td> </tr> <tr> <td>2) 不在村者所有森林面積(ha)</td> <td>175,455</td> <td>242,137</td> <td>299,355</td> <td>302,825</td> <td>※平成17年 271,021</td> </tr> <tr> <td>3) 林業就業者 (人)</td> <td>17,593</td> <td>13,802</td> <td>8,537</td> <td>5,179</td> <td>5,648</td> </tr> <tr> <td>4) 木材生産額 (百万円)</td> <td>※昭和46年 102,008</td> <td>86,556</td> <td>64,992</td> <td>26,150</td> <td>10,740</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：総務省「国勢調査」、農林水産省「世界農林業センサス」「生産林業所得統計報告書」、林野庁「森林資源の現況」</p>		昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	1) 未立木地面積 (ha)	48,110	48,619	41,430	37,936	※平成24年 37,721	2) 不在村者所有森林面積(ha)	175,455	242,137	299,355	302,825	※平成17年 271,021	3) 林業就業者 (人)	17,593	13,802	8,537	5,179	5,648	4) 木材生産額 (百万円)	※昭和46年 102,008	86,556	64,992	26,150	10,740
	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)																										
1) 未立木地面積 (ha)	48,110	48,619	41,430	37,936	※平成24年 37,721																										
2) 不在村者所有森林面積(ha)	175,455	242,137	299,355	302,825	※平成17年 271,021																										
3) 林業就業者 (人)	17,593	13,802	8,537	5,179	5,648																										
4) 木材生産額 (百万円)	※昭和46年 102,008	86,556	64,992	26,150	10,740																										

	<p>民有林の未立木地面積は、昭和45年から減少傾向にあるが、平成24年には37,721haとなっており、引き続き森林造成が必要である。</p> <p>また、これらの県における私有林の不在村者所有森林面積は、昭和45年から平成17年にかけて増加傾向にあり、林業就業者は、昭和45年から平成22年にかけて減少し、平成22年の65歳以上の割合は18%と高齢化も進行している。さらに、木材生産額は、昭和46年から平成22年にかけて減少している。これらのことから、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。</p> <p>こうした中、本事業については、水源涵養機能等の向上を図りながら、その実施を通じ、地域の雇用にも貢献してきたところであり、今後は長伐期化や後生の広葉樹の活用による、多様な森林整備に一層取り組むこととしている。</p>
③ 事業の進捗状況	<p>10年経過分の造林地の樹種の面積割合は、スギが約24%、ヒノキが約42%、広葉樹等区域が約34%となっており、植栽木の成長は、獣害（シカ）等により一部に生育の遅れ等がみられるものの、全面積にわたり概ね順調に生育している。</p> <p>また、植栽時に前生の広葉樹がある区域を残置したことから、針広混交の景観が形成されつつある。</p>
④ 関連事業の整備状況	<p>一例として本流域が属する岐阜県では、以下のとおり森林整備を進めることとしている。</p> <p>【第3期岐阜県森林づくり基本計画（平成29年3月）】</p> <p>「100年先の森林づくり」：100年先を視野に入れた、地域毎に望ましい森林の姿を示す「100年の森林づくり計画（森林配置計画）」を策定し、これを実現していくための施策を推し進める、「生きた森林づくり」：世界水準の高度な林業技術の導入により「林業の成長産業化」を進め、「木の国・山の国」にふさわしい林業の振興を推し進める、「恵みの森林づくり」：清流の源である「森林」を守り、活かし、次世代に引き継いでいくための取組みを通じ、「清流の国ぎふ」の環境の保全・活用を推し進める</p> <p>こうした中で本事業では、岐阜県等の森林・林業施策との整合を図りつつ、多面的機能の持続的な発揮に向けた多様な森林整備、路網整備や間伐を通じ、流域内のダム、簡易水道等の水源地として、水源涵養機能等の公益的機能の高度発揮に一定の役割を果たしている。</p>
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>本対象区域では順調に成林しており、所在市町村及び契約相手方（造林地所有者、造林者）は水源涵養機能等の高度発揮への期待が大きく、雑かん木、造林木のうち形質不良木等の除伐等、引き続き適期の保育作業等の実施を要望している。また、若齢林分にシカ被害が発生していることから、引き続き今後の被害状況を踏まえたシカ被害対策の実施を要望している。</p>
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	<p>費用便益分析の結果から効率性は確保されているが、さらに、今後の除伐の実施に当たっては、引き続き適期に実施することや植栽木の成長に支障のない後生の広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減に努めることとしている。</p>
⑦ 代替案の実現可能性	<p>森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、公益的機能を高度に発揮させるためには、分収造林契約により森林整備を行う本事業の実施が必要であり、代替案はない。</p>
水源林造成事業等評価技術検討会の意見	<p>費用便益分析、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、事業コスト縮減の取組等を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮しているなど事業実施の効果等が認められることから、事業を継続することが適切と考えられる。</p>
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 本事業は、奥地水源地域において、水源涵養機能等の高度発揮の観点から、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等で実施するものである。 本対象区域では、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域の奥地条件不利地域等において、健全な森林の育成に向けた取組が計画的に行われていることから、引き続き本事業により実施する必要性が認められる。 ・効率性： 費用便益分析結果については1を上回り効率性が確保されているほか、今後の除伐の実施に当たっては、引き続き適期に実施することや植栽木の成長に支障のない後生の広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・有効性： 針広混交林化等必要な取組を行いつつ、植栽地は順調な生育を示しており、水源涵養機能等を着実に発揮している上、地域雇用への貢献といった効果もあり、事業の有効性が認められる。

事業の実施方針 : 継続が妥当。

様式1

便 益 集 計 表

(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業

施行箇所：木曾川広域流域 10年経過契約地

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源涵養 ^{かん} 便益	洪水防止便益	370,559	
	流域貯水便益	135,191	
	水質浄化便益	298,984	
山地保全便益	土砂流出防止便益	340,655	
	土砂崩壊防止便益	24,820	
環境保全便益	炭素固定便益	85,167	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	8,015	
総 便 益 (B)		1,263,391	
総 費 用 (C)		846,345	
費用便益比	$B \div C = \frac{1,263,391}{846,345} = 1.49$		

平成30年度水源林造成事業評価(期中の評価)対象広域流域

